

苦情処理状況(平成30年4月～平成31年3月)

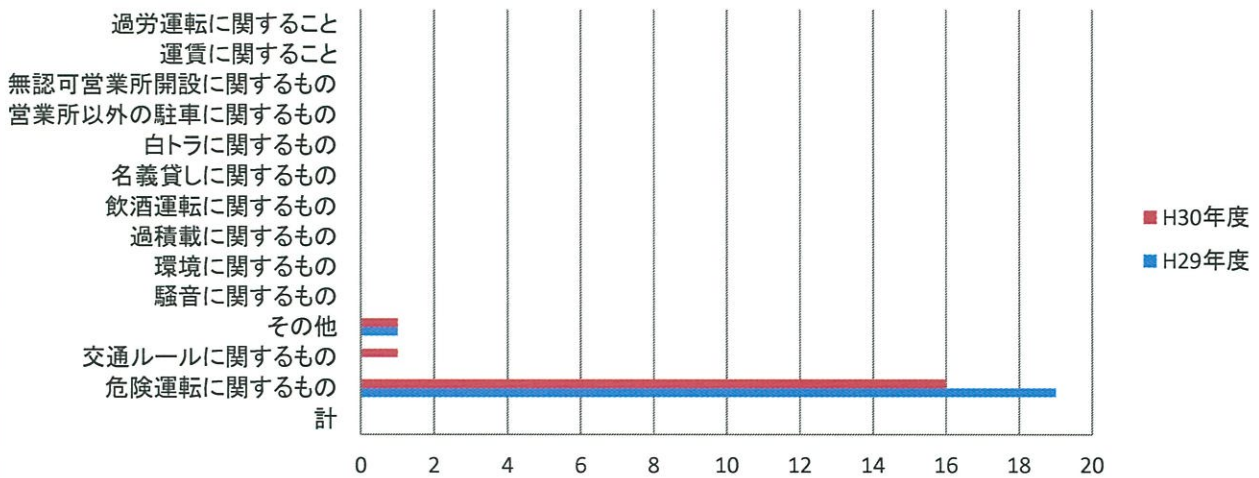
福島県貨物自動車運送適正化事業実施機関

	29年度	30年度	対前年比	備考
苦情処理総件数	20	18	-2	

※()内は非会員

(交通マナー関係)					
危険運転に関するもの	件数 構成比	19 (95%)	16 (89%)	-3	煽り運転、割込み、急ブレーキ、速度超過
騒音に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
交通ルールに関するもの	件数 構成比	0 (0%)	1 (6%)	1	荷待ち渋滞等
環境に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
	計	19	17	-2	

(交通マナー以外)					
過積載に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
飲酒運転に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
名義貸しに関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
白トラに関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
営業所以外の駐車に関するもの	件数 構成比	1 (5%)	1 (6%)	0	荷主敷地内への常駐
無認可営業所開設に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
運賃に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
過労運転に関するもの	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
その他	件数 構成比	0 (0%)	0 (0%)	0	
	計	1	1	0	



平成30年度苦情内容

1. 平成30年4月4日(木)16時10分頃、千葉県東金市内の国道126号線において相談者(軽トラック)が片側2車線道路の左車線から右車線へ進路変更する際に、〇〇会社の車両からクラクションを鳴らされ続け幅寄せをされた。危険を感じたので当該トラックの後方についたら「煙草の灰のようなもの」を車窓から捨てていた、「会社に通報したが、留守番の老人で話が通じないので貴協会から改めて危険運転と運転マナーについて指導してほしい」との要請であった。 [redacted] 本社(営)
2. 平成30年4月5日(木)16時50分頃、福島市内の国道4号線下りで〇〇物流の4トン車に速度超過により煽り行為を受けた。Gマークを付けているのに速度超過及び煽り行為を実施してよいのか。危険なので指導してほしいとの要請であった。 [redacted] 本社(営)
3. 平成30年4月10日(火)3時45分頃、本宮市の東北道本宮IC合流地点(上り線)にて当該事業所の車両が合流してきたので相談者が走行車線から追越車線へ移動した。相談者も「自分もトラックという事もあり、走行車線を走行するため速度を下げ車線変更を試みたが、当該事業所の車両がそれに速度を合わせたように郡山ジャンクションまで並走して走行することとなったので(故意に行ったとしか思えない)指導してほしいとの要請であった。 [redacted] 郡山(営)
4. 平成30年5月29日(火)10時30分頃、栃木県宇都宮市内の国道4号線下りにおいて相談者が片側3車線道路の中央を走行中、右車線から中央車線へトラックが急な割り込みをしえた。衝突ギリギリで危険を感じたので危険運転について指導してほしいとの要請であった。 [redacted] 本社(営)
5. 平成30年6月21日(木)昼頃、栃木県那須市内の国道4号線下りにおいて相談者が片側2車線道路の中央を乗用車で走行中、2台前のトラックが左車線から中央車線へ急な割り込みをしてきたため、前のトラックが急ブレーキをかける状況となった、後方車両に対する危険な運転なので指導してほしい」との要請であった。 [redacted] 本社(営)

6. 平成 30 年 7 月 3 日(火)16 時頃、宮城県大崎市三本木から大衡村にかけて国道 4 号線上り線(福島、東京方面)において相談者が片側 1 車線道路を乗用車で走行中、〇〇会社のトラックから煽り行為を受けた。バックミラー越しに運転席が見えないほど接近された。危険な運転なので指導してほしいとの要請であった。
[redacted] 本社(営)
7. 平成 30 年 8 月 2 1 日(月)11 時頃、磐越自動車道を利用し新潟県へ向かう途中、2 車線から 1 車線になる西会津間町付近において〇運送の 4 トン冷凍車が、70~90 km 超のスピードで急ブレーキ、煽り行為を繰り返された。危険であるので指導してほしいとの要請であった。
[redacted] 栃木(営)
8. 平成 30 年 8 月 2 7 日(月)14 時 30 分頃、国道 115(霊山インター付近)から立子山への県道において〇運送会社の車両が速度超過をして走行していた。狭い道なので身の危険を感じた。又、当該車両はトレーラーで特殊車両のため走行できないのではないかとこのことで指導してほしいとの要請であった。
[redacted] 相馬(営)
9. 平成 30 年 9 月 14 日(金)全ト協よりメールにて〇運送会社の郡山市より石川県までの運行において高速道路における速度が 90~100 km で走行している。北陸道の最高速度は 80 km ですので速度違反となるのでスピードリミッターについて調査をしていただき回答を欲しい、また、往復 1,052 km を日帰り運行させていることにも疑問を感じているので当該車両の会社より回答を求めて欲しいとの要請であった。
[redacted]
10. 平成 30 年 10 月 9 日(火)10 時 20 分頃、名神高速上り線滋賀県の菩提寺 PA 付近において〇運送会社の大型トラックが登板車線から追い越しをし、高速道路上なので大変危険なため注意をしてほしいとの要請であった。
[redacted] 本社(営)
11. 平成 30 年 10 月 16 日(火)16 時 50 分頃、相談者より JR 貨物福島駅コンテナバース内において〇運送会社の車両が常駐している。違法駐車(車庫飛ばし)ではないか、指導してほしいとの要請であった。
[redacted] 本社(営)

12. 平成 31 年 1 月 23 日(水)16 時 20 分頃、松川地内の国道 4 号線下りにおいて相談者が追い越し車線を走行中、当該トラックが後ろからパッシングし、約 80 km くらいの速度で接近して来た為、車線変更をする状況となった。前方車両に対する危険な運転なので指導してほしいとの要請であった。 [redacted] 本社(営)
13. 平成 31 年 2 月 12 日(火)16 時頃、東北道下り車線郡山 JCT 付近において相談者が走行車線を走行中、後ろから当該トラックに車間距離をつめるなど約 1 km にわたり煽り行為をされる状況となった。危険な行為なので指導してほしいとの要請であった。 [redacted] 本社(営)
14. 平成 2 月 17 日(PM4 時 10 分頃、東北道の下り線を走行中吾妻 P A 付近で〇〇会社のトラックが相談者のトラックを追い越した後、車間距離を開けないで目の前に入ってきてとても危険を感じたので指導してほしいとの要請であった。 [redacted] 本社営業所
15. 平成 31 年 2 月 25 日(火)4 時頃、東北道下り車線仙台南～宮城インター付近において相談者が走行中、当該トラックに急に割り込まれ、その後蛇行運転された。危険な行為なので指導してほしいとの要請であった。 [redacted] 本社(営)
16. 平成 31 年 3 月 13 日(水)7 時 30 分頃、国道 4 号線福島市内(弁天橋)を走行中、当該トラックに水を掛けられジーンズの裾と靴が濡れてしまった。尚当該事業者連絡したが応答が理不尽な対応であった為、注意してほしい旨の話があった。
尚、事業者との確認では、発生日時に相違がみられた。
事業者確認⇒【平成 31 年 3 月 11 日(月)6 時 30 分】⇒日時相違あり
[redacted] 本社営業所
17. 平成 31 年 3 月 17 日(日)19 時 30 分頃国道 118 号線を須賀川方面から棚倉方面に走行中に〇〇会社の車両似 500m にわたり煽り行為を受けた。G マークを貼付している車両画このようなことで良いのか協会から指導してほしいとの要請であった。
[redacted] 本社営業所
18. 3 月 22 日(金)6 時 35 分頃、上記時間に「国道 49 号線磐城碎石場入口において大型ダンプ車が停車して渋滞を起こしている。危険でもあり、トラック協会として対策を講じてほしいとの要請であった。